

平成 3 0 年度

大野市健全化判断比率等審査意見書

大 野 市 監 査 委 員

監 第 38 号
令和元年8月21日

大野市長 石 山 志 保 様

大野市監査委員 本 田 章

大野市監査委員 高 岡 和 行

平成30年度大野市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する書類を審査したので、その結果について意見書を提出します。

目 次

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	2
(1)	個別意見	2
①	健全化判断比率について	2
ア	実質赤字比率	2
イ	連結実質赤字比率	3
ウ	実質公債費比率	4
エ	将来負担比率	5
②	資金不足比率について	6
(2)	総合意見	7
5	参考資料	8
	平成29年度決算に基づく福井県内市町の健全化判断比率・資金不足比率の状況	

凡 例

- 1 文中及び図表中の金額・比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、合計と内訳の計、差引等が一致しない場合がある。
- 2 文中に用いるポイントとは、百分率(%)間の単純差引数値である。
- 3 「0」は該当数値はあるが、表示単位未満のものである。
- 4 「-」は、該当数値のないものである。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の審査意見

1 審査の対象

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲は、次のとおりである。

区分・会計名等					
一 般 会 計 等	一 般 会 計			実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率 資金不足比率	
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		国民健康保険事業特別会計		
			和泉診療所事業特別会計		
			後期高齢者医療特別会計		
			介護保険事業特別会計		
	公 営 企 業 会 計	公営企業に係る会計（地方公営企業法を適用する事業又は地方財政法施行令第46条の事業）	法適用		水道事業会計
			法非適用		簡易水道事業特別会計
		農業集落排水事業特別会計			
		下水道事業特別会計			
一 部 事 務 組 合					
土地開発公社及び第三セクター					

2 審査の期間

令和元年7月29日から令和元年8月21日まで

3 審査の方法

審査は、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかなどに主眼をおき、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して適正に作成されているものと認められた。

個別意見及び総合意見は次のとおりである。

（１）個別意見

健全化判断比率等の推移

（単位：％）

健全化判断比率	30 年度	29 年度	28 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	13.31	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	18.31	30.00
実質公債費比率	8.0	7.7	7.0	25.0	35.0
将来負担比率	52.4	52.2	43.7	350.0	
資金不足比率	30 年度	29 年度	28 年度	経営健全化基準	
水道事業会計	—	—	—	20.0 以上が 経営健全化団体	
簡易水道事業特別会計	—	—	—		
農業集落排水事業特別会計	—	—	—		
下水道事業特別会計	—	—	—		

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、各会計の資金不足比率は、いずれも赤字又は資金不足が生じていないため「—」で表記している。
- 2 早期健全化基準及び経営健全化基準以上となった場合、財政（経営）健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。
- 3 財政再生基準以上となった場合、財政再生計画の策定と外部監査の要求の義務付けのほかに起債が許可制となる。
- 4 実質赤字比率及び連結実質赤字比率における早期健全化基準の数値は、本市の標準財政規模を基に算定されるため、上表では平成 30 年度の基準を表記している。

① 健全化判断比率について

ア 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額）に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{- (752,339 \text{ 千円黒字})}{10,133,755 \text{ 千円}} = - (\triangle 7.42\%)$$

平成 30 年度の一般会計の実質収支額の算出は、収入総額 184 億 4,617 万 3 千円から歳出総額 176 億 1,139 万 8 千円を差し引いた歳入歳出差引額 8 億 3,477 万 5 千円から翌年度に繰り越すべき財源 8,243 万 6 千円を差し引いたもので、7 億 5,233 万 9 千円の黒字となっており、実質赤字は発生していない。

したがって、財政収支は良好な状態にあると認められる。

イ 連結実質赤字比率

地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標といえる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{- (1,855,381 \text{ 千円黒字})}{10,133,755 \text{ 千円}} = - (\triangle 18.31\%)$$

連結実質収支額の算出は、一般会計の実質収支額 7 億 5,233 万 9 千円に、国民健康保険事業特別会計、和泉診療所事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計の実質収支額 2 億 2,139 万 8 千円、公営企業会計の法適用会計（水道事業会計）の資金剰余額 8 億 4,409 万 2 千円、同法非適用会計（簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計）の資金剰余額 3,755 万 2 千円を加えたもので、18 億 5,538 万 1 千円の黒字となっている。

したがって、連結実質赤字額は発生しておらず、財政収支は良好な状態にあると認められる。

ウ 実質公債費比率

実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえ、この指標が高くなるほど財政の弾力性が低下し、資金繰りが悪化することになる。

実質公債費比率 (3 か年平均) =	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
	$= \frac{(1,590,844 \text{ 千円} + 736,241 \text{ 千円}) - (91,861 \text{ 千円} + 1,550,439 \text{ 千円})}{10,133,755 \text{ 千円} - 1,550,439 \text{ 千円}}$
	$= 7.97809\% \text{ (30 年度)} \quad 8.22185\% \text{ (29 年度)} \quad 7.82937\% \text{ (28 年度)}$
3 か年平均	= 8.0%

平成 30 年度の実質公債費比率（3 か年平均）は 8.0%であり、前年度より 0.3 ポイント減少し、実質公債負担が重くなっている。

本指標の早期健全化基準である 25.0%を大きく下回っており、公債費の財政負担が過大な状況にはないことが認められる。

実質公債費比率については、県内でも低い傾向にあり、その要因としては、旧和泉村との合併以降、一般会計の借入額をできる限り抑えてきたこと、下水道事業の進捗が途上にあるため公営企業債の負担がまだ比較的小さいことが挙げられる。

合併算定替えの終了に伴い普通交付税が減少したが、地方債の償還終了により単年度の実質公債費比率は 8.0%で、前年度より 0.2 ポイント減少した。

エ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえる。

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ &= \frac{25,673,622 \text{ 千円} - (4,421,246 \text{ 千円} + 1,742,814 \text{ 千円} + 15,009,131 \text{ 千円})}{10,133,755 \text{ 千円} - 1,550,439 \text{ 千円}} \\ &= 52.4\% \end{aligned}$$

平成 30 年度の将来負担比率は 52.4%である。前年度に比べ地方債残高が減少し、将来負担額は減少してはいるものの、地方交付税等の減収による財源確保などのため、財政調整基金を取崩したことにより、前年度より 0.2 ポイント増加した。

本指標の早期健全化基準は 350.0%であり、将来の地方債償還などの負担額が過大な状況にはないことが認められる。

② 資金不足比率について

公営企業会計ごとに算定した資金の不足額を、料金収入等の規模で示される事業規模と比較して指標化したもので、それぞれの企業会計における経営状況の悪化の度合いを示す指標といえる。

この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消するのが困難になり、公営企業として経営に問題があることになる。

資金不足比率		=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	
水道事業会計	=	$\frac{\text{— (844,092 千円黒字)}}{82,248 \text{ 千円}}$	=	— (△1026.3%)
簡易水道事業特別会計	=	$\frac{\text{— (26,460 千円黒字)}}{52,101 \text{ 千円}}$	=	— (△50.8%)
農業集落排水事業特別会計	=	$\frac{\text{— (11,092 千円黒字)}}{118,409 \text{ 千円}}$	=	— (△9.4%)
下水道事業特別会計	=	$\frac{\text{— (0 円)}}{137,579 \text{ 千円}}$	=	— (0.0%)

※資金の不足額（公営企業ごとに資金収支の累積不足額）

法適用企業：（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

法非適用企業：（繰上充用額＋事業繰越額等＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額

※事業の規模

法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

平成 30 年度の公営企業会計に係る資金不足比率については、水道事業会計の法適用企業会計と簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び下水道事業特別会計の法非適用企業 3 会計すべてが資金剰余の状態で資金不足額は生じていないことから、経営資金の状況が著しく悪化している状況にはないことが認められる。

各公営企業の内容については、水道事業が 8 億 4,409 万 2 千円、簡易水道事業が 2,646 万円、農業集落排水事業が 1,109 万 2 千円の資金剰余、下水道事業は資金不足 0 円となっている。

(2) 総合意見

本市の平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれの指標も早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、財政状況が著しく悪化している状況にはなく、財政の健全段階の範囲にある。

しかしながら、これからの人口減少や少子高齢化の進展、それに伴う歳入の減少や社会保障費の増大など、将来の厳しい情勢の変化に対応する必要がある。

審査過程における説明では、今後も、発行済み地方債の償還開始や大型建設事業に係る地方債の発行、下水道事業の進捗に伴い、地方債の償還や公営企業への繰出金が大きくなってくることが予想されるとともに、合併算定替えの終了に伴う普通交付税の減少などによる標準財政規模の縮小などにより、実質公債費比率、将来負担比率ともに逡増することが見込まれるとのことである。

今後とも、中・長期的な視点に立ち、これまで以上に効率的かつ効果的な行財政運営を図るため、特に物件費と人件費を大幅に削減し、一層の財政健全化に努められたい。

5 参考資料

平成29年度決算に基づく福井県内市町の健全化判断比率・資金不足比率の状況

(単位：％)

区分	市 町 名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	公 営 企 業 資金不足比率
(福井県内)	福 井 市	— (11.25)	— (16.25)	11.2	117.7	—
	敦 賀 市	— (12.71)	— (17.71)	6.3	6.1	—
	小 浜 市	— (13.54)	— (18.54)	10.5	136.1	—
	大 野 市	— (13.30)	— (18.30)	7.7	52.2	—
	勝 山 市	— (14.11)	— (19.11)	8.6	89.0	—
	鯖 江 市	— (12.80)	— (17.80)	9.0	—	—
	あ わ ら 市	— (13.62)	— (18.62)	6.9	34.6	—
	越 前 市	— (12.51)	— (17.51)	10.8	101.8	—
	坂 井 市	— (12.31)	— (17.31)	6.5	134.7	—
	市 平 均	—	—	8.6	74.7	—
	永 平 寺 町	— (14.43)	— (19.43)	8.5	22.1	—
	池 田 町	— (15.00)	— (20.00)	3.7	—	—
	南 越 前 町	— (14.83)	— (19.83)	10.4	—	—
	越 前 町	— (13.77)	— (18.77)	8.2	7.2	—
	美 浜 町	— (15.00)	— (20.00)	9.3	106.0	—
	高 浜 町	— (15.00)	— (20.00)	8.2	9.9	—
	お お い 町	— (14.93)	— (19.93)	1.1	—	—
	若 狭 町	— (14.41)	— (19.41)	15.3	131.3	—
	町 平 均	—	—	8.1	34.6	—
	福井県 (市町平均)	—	—	8.4	55.8	—
(全 国)	政 令 市 (平均)	—	—	10.3	115.7	—
	市 区 (平均)	—	—	5.7	15.4	—
	町 村 (平均)	—	—	7.7	1.4	—
	全市区町村 (平均)	—	—	6.9	34.5	—
福 井 県		—	—	13.8	164.9	—
基準値	①財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—	20.0以上が 経営健全化 団体
	②早期健全化基準	13.30	18.30	25.0	350.0	

(平成30年 3月 総務省 平成30年版地方財政白書より)

(平成29年度市町普通会計決算の概要(確報値)より)

- 注 1 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「—」と表記している。
2 () 内の数値は、各団体の早期健全化基準(標準財政規模に応じ設定)である。
3 実質公債費比率は、平成27年度から29年度までの3カ年平均である。
4 福井県内の平均値は単純平均で、全国の平均値は加重平均である。
5 基準値は、財政健全化法で規定された大野市の財政の健全性に関する基準である。